

事業活動温暖化対策計画書制度 Q & A

更新日：令和3年4月16日

【書類の提出】

問1：各種書類の提出先はどこですか。

回答：県庁環境政策課環境立県推進室宛に提出してください。

郵送・持参のどちらでも構いません。

問2：各種書類の提出を電子申請として行うことは可能ですか。

回答：電子申請（よろず申請本舗）での提出が可能です。

【よろず申請本舗 URL】

https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_initDisplay.action

※事業活動温暖化対策計画書で検索してください。

問3：計画書等の提出期日はいつですか。

回答：計画書は計画期間の初年度の4月1日から8月末日まで、報告書は計画期間の各年度の翌年度の4月1日から8月末日までとなります。

問4：計画書等の提出者はだれですか。

回答：事業所を設置している者で、企業の場合にはその代表者となります。計画書制度に関する業務権限が例えば工場の長などに、法人内部で適切に委任されている場合はその者を提出者とすることができます。

問5：受理された計画書等の写しを返送してもらえますか。

回答：計画書等の受理控え（写し）の返送が必要な場合は、計画書等を提出する際に返送用封筒（送料分の切手を貼付したもの）を同封してください。なお、よろず申請で提出された場合は、申請画面で受理日等を確認することができますので計画書等の写しの送付は行っておりません。

【国の報告制度との関係】

問6：省エネ法などの法律に基づき国へ報告すれば、県へ改めて報告する必要はありませんか。

回答：法律と条例とは別の制度ですので、それぞれ別々に提出する必要があります。取組の内容等については、国へ報告されたものを転記していただいても結構です。

【提出要件の該当判断】

問7： 計画書等の提出が必要な事業者の要件はどのようなものですか。

回答： 次の(1)、(2)の事業者については計画書等の提出が必要です。また、(1)(2)以外の中小規模排出事業者についても任意での提出が可能です。

(1) 大規模エネルギー使用事業者

県内事業所（連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kL以上 の事業者

(2) 自動車運送事業者

使用的本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における合計台数が次の①～③に掲げる要件のいずれかに該当する道路運送事業者

- ① トラック（貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車を除く。）の台数が100台以上であること。
- ② バス（道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車）の台数が100台以上であること
- ③ タクシー（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が150台以上であること

問8： 原油換算エネルギー使用量が1500kL／年となる事業者とはどのような事業者でしょうか。

回答： 原油換算エネルギー使用量が1500kL／年となる事業者となる一般的な目安は次のとおりです。

小売店舗	床面積 約3万m ² 以上*
オフィス・事務所	年間電気使用量 約600万kWh以上*
ホテル	客室数 300～400以上*
病院	病床数 500～600以上*
コンビニエンスストア	店舗数 30～40以上
ファーストフード	店舗数 25以上
ファミリーレストラン	店舗数 15以上
フィットネスクラブ	店舗数 8以上

*県内に所在する複数店舗の合計で判断します。

出典：「改正省エネ法の概要2010」資源エネルギー庁)

問9：原油換算エネルギー使用量の算定にあたり、工事現場で使用したエネルギーを含めて計算する必要はありますか。

回答：省エネ法と同様、工事現場や仮設展示場といった『特定の区画において継続的に事業活動を行う工場等』に該当しないものは、算入する必要はありません。

問10：原油換算エネルギー使用量の算定にあたり、社用車（公用車）の燃料を含めて計算する必要はありますか。

回答：原油換算エネルギー使用量の算定については、省エネ法と同様、主に敷地外で走行する営業車等は対象外です。ただし、温室効果ガスの算定に当たっては、算定する事業活動の範囲の取扱いを別途定めています（問30参照）。

問11：地方公共団体は対象となりますか。

回答：規則で定める特定事業者の要件に該当すれば対象となります。

問12：提出義務要件に該当しない事業者が計画書等を提出することはできますか。

回答：多くの事業者に自主的な取組を進めていただくため、条例で任意の提出ができるように定めています。

問13：任意で提出する場合、計画書を提出せず報告書を提出することはできますか。

回答：計画書を提出することが前提となります。

問14：計画書等の提出義務者が計画書等を提出しない場合はどうなるのですか。

回答：正当な理由がなく提出されない場合は、勧告を行います。なお、それでも正当な理由がなく提出がない場合は、事前の意見を述べる機会を設け、熊本県環境審議会からの意見聴取を行った上で、事業者名等を公表する場合もあります。虚偽内容による計画書等の提出も同様です。

【計画期間】

問15：計画期間はどのように設定するのですか。

回答：事業者において5か年以内の期間を設定していただきます。

問16：自社の計画で5か年を超える期間を設定していますが、その期間を計画期間として設定することは可能ですか。

回答：5か年以内で設定していただく必要があります。

問17： 計画期間は事業年度を問わず4月～3月となるのですか。

回答： 年度は4月～3月で統一しています。

【基準年度】

問18： 計画書の基準年度はどのように設定するのですか。

回答： 原則として計画期間の前年度となります。

問19： 自社の計画では基準年度を1990年度（平成2年度）として計画を立てていますが、条例の計画書も基準年度もその年度として作成できますか。

回答： 可能です。ただし、計画期間の前年度の排出量も参考値として併せて計画書に記載してください。

【排出量の目標】

問20： 排出量の目標を設定する年度はどのようになりますか。

回答： 原則として計画期間の最終年度となります。

問21： 複数年度の平均値を排出量の目標として設定することはできますか。

回答： 原則としてできません。計画期間の最終年度における単年度としての排出量の目標を設定してください。

問22： 設定する排出量の目標に基準がありますか。

回答： ありません。目標数値は各事業者が自主的に決定していただくこととしております。

問23： 企業活動の状況により、増加の目標数値にすることも構いませんか。

回答： 構いません。エネルギーの使用等の効率化（原単位排出量の削減）を図った上で、結果として排出量が増加する目標値となることはあります。

問24： 原単位での目標のみを記載する（総排出量の目標は記載しない。）ことはできますか。

回答： 県内全体の総排出量の削減を図るという条例の目的から、総排出量での目標は必ず記載してください。

問25：過去に進めてきた取組を、計画書に記載できますか。

回答：過去に進めてきた取組のほか、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定や実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば『特記事項欄』に積極的に記載してください。

問26：計画書に記載した目標が達成できない場合は指導等があるのですか。

回答：目標達成の成否に係る指導等は一切ありません。

問27：計画書等に記載する排出量は各事業所の合算数量となるのですか。

回答：県内の各事業所の合算数量となります。なお、各事業所の排出量の内訳についても提出様式中の別表により提出していただく必要があります。

問28：温室効果ガスの排出量はどのように算定するのですか。

回答：環境省の「温室効果ガス算定ガイドライン」に従って算定してください。なお、計画書等の作成や排出量を算定するためのツールについて提供していますので、ご活用ください。

問29：温室効果ガスの算定に使用する電気事業者排出係数は実排出係数と調整後排出係数のどちらとなりますか。

回答：実排出係数を使用してください。

問30：メタン等のCO₂以外のガスの算出はどのように取り扱うのですか。

回答：本事業活動温暖化対策計画書制度ではエネルギー起源の二酸化炭素のみを対象としています。その他の温室効果ガスにおける削減実績などは特記事項に記載してください。

問31：算定の対象となる事業活動の範囲はどうなりますか。

回答：原則として県内における事業活動全てが対象となります。次とおり、該当する事業者要件により取扱いが一部異なります。

① 大規模エネルギー使用事業者

事業者が有する県内事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場、フランチャイズ事業者の場合は加盟事業者等）の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）の排出です。なお、事業所外を移動する自動車等の移動体については算定の対象から除外することができます。（計画書の提出が必要か否かを判断

する場合の原油換算エネルギー使用量の算定については、事業所外を移動する自動車等の移動体は対象外としていますので、ご注意ください。)

② 自動車運送事業者

算定対象となる活動範囲は、道路運送事業の用に供する自動車に係る燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の発生です。なお、事業所（営業所、事務所、配送所等）敷地内での事業活動によるエネルギー起源二酸化炭素の発生については算定の対象から除外することができます。

③ 事業者要件に該当せず、任意で計画書を提出する事業者

自動車運送事業を営む者にあっては②を、それ以外の中小規模排出事業者にあっては①を原則とします。

問32： 県外にある工場も含めて削減計画を立てていますが、県外分も入れた計画書を提出してもいいですか。

回答： 県内分を取り出して、計画書を作成してください。

問33： 従業員の通勤についての取組も計画の対象に入るのですか。

回答： 計画の対象となりません。従業員の通勤についての取組は、エコ通勤環境配慮計画書制度の対象となります。

問34： 自家発電をしているが、その場合はどのように扱うのですか。

回答： 自己消費分は、消費電力にはカウントせず、発電燃料に係る使用量により原油換算エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を算定してください。売却分は、温室効果ガス排出量を算定する際に、その分を控除してください（原油換算エネルギー使用量から控除することはできません。）。

問35： 太陽光発電等再生可能エネルギーを利用した電気（熱）はどう扱うのですか。

回答： 消費電力（熱）としてカウントしません。発電（熱）量のうち売電（熱）分については、削減量見合いのものとして、報告書の補完的手段「再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給」欄に記載してください。

【補完的手段】

問36： 補完的手段にはどのようなものがありますか。

回答： 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第15条において次のとおり定めています。認められる場合の条件等の詳細は『事業活動温暖化対策計画書等作成要領』でご確認ください。

- (1) 森林の整備及び保全（知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づく認証を行ったものに限る。）
※ 知事が別に定める森林吸収に係る認証制度は、熊本県森林吸収量認証制度（森林整備課所管）となります。
- (2) 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱（県内で生産されたものに限る。）の供給（自ら消費したものを除く。）
- (3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書（財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る電力又は熱が県内において生産されたものに限る。）の購入
- (4) (1)～(4)のほか、知事が認める対策

問37：熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第15条第4号の「知事が認める対策」にはどのようなものがありますか。

回答：現在認めているのは次の2つです。

- (1) 国内クレジット制度に基づき認証されたクレジット
- (2) J－VER制度に基づき認証されたオフセット・クレジット

問38：規則で認められているもの以外の温暖化防止に貢献した取組を、補完的手段（熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第15条第4号の「知事が認める対策」）として申請することはできますか。

回答：補完的手段として、独自の取組を追加で申請することはできません。『特記事項欄』に記載してください。

【計画の変更】

問39：計画書の提出後に計画を変更することはできますか。

回答：可能です。変更後の計画書を速やかに提出してください。

【計画の廃止】

問40：計画書の提出後に計画を廃止することはできますか。

回答：計画の廃止については次の場合に限って行うことができます。計画の廃止には、廃止届の提出が必要です。

- (1) 特定事業者（計画書の提出が必要な事業者）
 - ① 事業を廃止したとき
 - ② 計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなったとき

(2) 任意で計画書を提出した事業者

問41： 計画書を提出した年度の翌年度に前年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットルを下回りましたが、報告書の提出は必要でしょうか。

回答： 計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなった場合は、計画を廃止することができ、この場合は報告書の提出は必要ありません。ただし、廃止届を提出せず継続して報告書を提出することもできます。

【計画書等の公表】

問42： 公表する内容やその方法はどうなるのですか。

回答： 計画書、報告書のうち事業者に関する事項についてのページ（それぞれ提出様式の2ページ目）を、インターネット上で公表します。

問43： 非公表扱いはできますか。

回答： 計画書、報告書の内容が公にされることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する場合は、知事に対し「権利利益の保護に係る請求」を行うことができ、この請求が認められた部分については公表しません。請求を認めるかについては個別に判断することとなります。具体的には次のような場合が非公表の例に該当します。

- (1) 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの
- (2) 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの
- (3) その他生産、技術等に関する秘密の情報であって、公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いもの

問44： 計画を廃止した場合は公表されていた計画書等の扱いはどうなるのですか。

回答： 公表されている計画書・報告書の公表を終了します。